

議 会 用 語 集

長崎県 諫早市議会

(用語一覧)

あ行	1	委員会	か行	28	休会	さ行	55	全員協議会
	2	委員会の協議会		29	緊急質問		56	専決処分
	3	委員会の公開		30	継続審査	た行	57	代表質問
	4	委員会付託		31	決議		58	陳情
	5	委員長報告		32	決算の認定		59	通告書
	6	意見書		33	公述人		60	定足数
	7	一問一答方式		34	公聴会		61	定例会
	8	一括議題		35	互選		62	動議
	9	一括質問方式		36	採決		63	答弁
	10	一般質問		37	採択・不採択		64	討論
	11	延会		38	散会		65	特別委員会
か行	12	開会	さ行	39	参考人		な行	66
	13	会期		40	事件	は行	67	発議
	14	会議規則		41	質疑		68	反問権
	15	会議録		42	執行機関		69	表決
	16	会派		43	修正動議		70	付議事件
	17	会派代表者会議		44	自由討議		71	附帯決議
	18	可決		45	招集		72	付託
	19	議案		46	上程		73	分科会
	20	議員提出議案		47	承認		74	閉会
	21	議会運営委員会		48	常任委員会		75	閉会中の継続審査
	22	議会事務局		49	除斥		76	傍聴規則
	23	議決		50	審議	77	本会議	
	24	議事進行		51	審査	ら行	78	臨時会
	25	議事日程		52	人事案件		79	臨時議長
	26	議席		53	請願			
	27	議題		54	政務活動費			

	番号	用語	読み方	解説
あ行	1	委員会	いいんかい	<p>議事に提出された議案などを、少人数の議員で専門的・能率的に審査するために設置される議会の内部機関のことをいいます。</p> <p>議会運営委員会のほか、常任委員会として総務委員会、教育福祉委員会、経済環境委員会、建設委員会及び予算決算委員会の5委員会が設置されています。現在、特別委員会としては議会報発行特別委員会が設置されています。また、その他特に重要な案件があるとき、必要に応じて本会議の議決により特別委員会が設置されます。</p>
	2	委員会の協議会	いいんかいのきょうぎかい	法律や条例、規則に基づく会議ではなく、常任委員会と同じ構成で所管の事項に関する問題について協議する事実上の会議です。
	3	委員会の公開	いいんかいのこうかい	<p>委員会の会議において、傍聴の自由、会議録の公開及び報道の自由を認めることをいいます。</p> <p>諫早市議会では、委員会条例で「委員会は、原則これを公開する」と定めています。</p>
	4	委員会付託	いいんかいふたく	<p>議事に提案された議案などの審査を担当の委員会へ依頼することをいいます。</p> <p>委員会審査が終わると委員長は、本会議でその結果を報告し、審査結果を参考に議決をします。</p>
	5	委員長報告	いいんちょうほうこく	委員会に付託された議案や請願・陳情の審査結果や調査経過などについて委員長が本会議で報告することです。
	6	意見書	いけんしょ	<p>市単独では対応できない重要な事項について、議会としての考えや意思を意見としてまとめた文書のことをいいます。</p> <p>議員から提出された意見書案は、本会議で可決されたのち、地方自治法第99条に基づき意見書として国や県などの関係機関へ提出します。</p>
	7	一問一答方式	いちもんいつとうほうしき	質問者と答弁者の間で質疑と答弁を交互に続ける方法をいいます。
	8	一括議題	いっかつぎだい	通常一議案ずつ議題としますが、関連のあるものや簡素な事項などの議案の場合、議事の能率化を図るため関連議案をまとめて議題とする審議の方法をいいます。
	9	一括質問方式	いっかつしつもんほうしき	質問者が全ての質問をまとめて行い、答弁者はそれに対してまとめて答弁を行う質問方式をいいます。
	10	一般質問	いっばんしつもん	<p>定例会の本会議で市長や教育委員会などの執行機関に対して、市の仕事の執行状況や将来の方針、計画あるいは疑問点など幅広い視点から質問することをいいます。</p> <p>制限時間は質問と答弁を合わせて60分としています。質問方式は、一問一答方式と一括質問方式の選択制をとっています。</p>
	11	延会	えんかい	議事日程の一部又は全部が終わらないため、その日の日程を後日に延ばして、会議を閉じることをいいます。
か行	12	開会	かいかい	議会を開き、法的に活動できる状態にすることをいいます。

	番号	用語	読み方	解説
か行	13	会期	かいき	議会が法的に活動できる期間(開会日から最終日まで)のことをいい、本会議初日に議決により決定します。 なお、議案などの審議が会期中に終わらない場合などは、一度決めた会期を議決によって延ばすこと(会期延長)もできます。
	14	会議規則	かいぎきそく	議会が、会議の運営に関する一般的な手続等を定めた規則のことで、議会の議決によって定められます。
	15	会議録	かいぎろく	会議が開かれた日時や出席者、議題、発言など会議の内容をすべて記録した公文書のことをいいます。 会議録には、真正(しんせい)を確保するため、議長と議会で定めた2人以上の議員が署名しなければなりません。(地方自治法第123条) なお、会議録は議会図書室で閲覧できます。また議会ホームページでもご覧になれます。
	16	会派	かいは	議会内で結成された同じ主義・主張を持つ2名以上の議員のグループのことをいいます。
	17	会派代表者会議	かいはだいひょうしゃかいぎ	各会派間の意見の調整、連絡及び協議等を行うために、議長、副議長、会派の代表者を構成員にして設置する会議をいいます。
	18	可決	かけつ	議決結果のひとつで、その議案に対して議会が「可」として意思決定をすることです。
	19	議案	ぎあん	議会の議決を要する案件のことをいいます。 議案は市長が提出するものと議員が提出するものがあります。
	20	議員提出議案	ぎいんていしゅつぎあん	議員が議案を提出することをいいます。提出する場合は、意見書、議決などを除き、議員定数の12分の1以上の賛成者が必要です。
	21	議会運営委員会	ぎかいうんえいいんかい	議会を円滑に運営するため、議会運営の全般について協議し、意見などの調整を図る場として設置している委員会のことをいいます。
	22	議会事務局	ぎかいじむきょく	議会の事務に従事し、議長及び議員の職務を補助する組織として議会に設置される事務担当組織のことをいいます。
	23	議決	ぎけつ	議案などに対し議会の意思を決定することをいいます。 次のような種類があります。 ・可決(否決):『予算、条例、契約、意見書、決議、その他』に関する議案 ・認定(不認定):『決算』に関する議案 ・承認(不承認):『専決処分』に関する議案 ・同意(不同意):『人事案件』に関する議案 ・採択(不採択):『請願』に関する議案
	24	議事進行	ぎじしんこう	議題に直接関係し、又は直ちに処理する必要があるものについて、議員から議長に対し質疑、注意を喚起し、又は要望する発言のことをいいます。
	25	議事日程	ぎじについでい	議長が定めるその日の本会議の議事の順序を記載したものをいいます。

	番号	用語	読み方	解説
か行	26	議席	ぎせき	本会議場の各議員が座る席のことをいいます。この議員席は指定されています。
	27	議題	ぎだい	会議の対象となる案件のことで、議案、請願などがあります。
	28	休会	きゅうかい	議会の定例会・臨時会の会期中に、議案などの調査研究や委員会審査などのため、本会議を開かないことをいいます。
	29	緊急質問	きんきゅうしつもん	議員が本会議場で発言するときは、あらかじめ発言通告書を議長に提出することになっていますが、天変地異、突発的な出来事、又は執行部の政治責任などに関し緊急に質問する必要がある場合、議会の同意を得て行う質問のことをいいます。
	30	継続審査	けいぞくしんさ	会期中に議決されなかった議案などは、原則として次の会期には引き継がれることなく廃案となります。しかし、会期中に結論を出すことができない場合、本会議の議決によって、付託された委員会が閉会中に引き続き審査を行うことをいいます。
	31	決議	けつぎ	意見書と同様に議会の意思を表明することをいいますが、決議は法律に基づくものではなく、政治的効果を期待して議会の意思を内外に明らかにすることです。
	32	決算の認定	けっさんのにんてい	議会が、一会計年度の歳入歳出予算の執行の実績である決算について、その内容を審査した上で、収入・支出が適法かつ正当に行われたかどうかを確認することをいいます。
	33	公述人	こうじゅつにん	公聴会において意見を述べる人のことをいいます。
	34	公聴会	こうちょうかい	特に重要な議案や請願について審査を行う委員会が、広く利害関係者又は学識経験者等の意見を聴き、その参考にするために設けられた制度のことをいいます。 公聴会を開く場合は、広くお知らせ(公示)する必要があります。
	35	互選	ごせん	互いの中から、役職者などを選ぶことをいいます。 議長や副議長、委員長、副委員長は、議員間の互選によって選ばれます。
さ行	36	採決	さいけつ	議長が本会議で議案などに対して、議員に賛成または反対の意思表示を求め、それを集計することをいいます。 委員会の場合は委員長が表決をとる行為のことをいいます。
	37	採択・不採択	さいたく・ふさいたく	請願に対して、議会がその内容を審議して決定した賛否の内容をいい、肯定することとする議会の意思決定は採択と、否認することとする議会の意思決定を不採択とといいます。
	38	散会	さんかい	議事日程に記載されたことがすべて終了し、その日の本会議を閉じることをいいます。
	39	参考人	さんこうにん	議会が本会議や委員会において、議案・請願の審査、調査のために必要があると認めるときに、意見を聴くために出席を求め利害関係者や学識経験者などをいいます。

	番号	用語	読み方	解説
さ行	40	事件	じけん	議案及びその他の案件のことをいいます。
	41	質疑	しつぎ	議題になっている議案などについて、賛否又は修正等の態度決定が可能となるよう不明確な点について、提出者等の説明や意見をたずめます。このため、質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできないこととなっています。
	42	執行機関	しっこうきかん	市の施策や事務を行なう権限を持つ機関をいいます。 諫早市では市長のほかに教育委員会・選挙管理委員会・監査委員会・農業委員会・固定資産評価審査委員会の執行機関があります。 これに対し、議会は議決機関といます。
	43	修正動議	しゅうせいどうぎ	原案に対し、議員が修正案を提出することをいいます。 修正の動議は、案を備え、あらかじめ文書により議長に提出すべきものとされています。
	44	自由討議	じゆうとうぎ	議案審議の結論を出すにあたって、質疑終結後、賛成・反対討論の前に、議員相互の合意形成に努めるため意見交換を行うことをいいます。 本会議(委員会)においては議員(委員)より提案がなされた場合、又は議長(委員長)が必要であると認めるときに実施されます。
	45	招集	しょうしゅう	定例会や臨時会を開くために、市長が議員に日時・場所を定めて集合するよう通知することをいいます。 招集は市長のみ行うことができ、通常7日前までに招集告示を行います。ただし、議長又は議員の定数の4分の1以上の者の臨時会の招集請求があったにもかかわらず市長が請求のあった日から20日以内に臨時会を招集しない場合には、議長が招集することができます。
	46	上程	じょうてい	本会議で議題として取り扱うことをいいます。
	47	承認	しょうにん	事前又は事後に議会が行う同意のことをいいます。また、否とする場合は不承認といます。
	48	常任委員会	じょうにんいいかい	議会が市の事務に関する調査や議案などの審査を行うため、常に設置されている委員会のことをいいます。 諫早市議会では、委員会条例により総務、教育福祉、経済環境、建設及び予算決算の5常任委員会を設置しています。
	49	除斥	じよせき	議会における審議を公正なものとするため、議題となった案件と一定の利害関係にある議員を、その審議に参加できないようにすることをいいます。
	50	審議	しんぎ	本会議において、議案などの案件について、説明を聞き、疑問をただし、討論、表決する一連の過程のことをいいます。
	51	審査	しんさ	委員会において、付託を受けた議案などを論議し、結論を出す一連の過程のことをいいます。

	番号	用語	読み方	解説
さ行	52	人事案件	じんじあんけん	市長が議会の同意を得て選任し、又は任命する人事に関する議案をいいます。
	53	請願	せいがん	市民が国や地方公共団体等に意見や要望を述べることをいいます。議会に請願する場合は、1名以上の議員の紹介が必要となります。諫早市議会に提出された請願書は常任委員会などで審査したうえで、本会議で採択か不採択かを決定します。
	54	政務活動費	せいむかつどうひ	会派又は会派に所属しない議員に対して、「市政に関する調査・研究その他の活動に役立てるために必要な経費」の一部として、「地方自治法」及び「諫早市議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき、支給される交付金のことをいいます。 なお、政務活動費収支報告書は閲覧できます。
	55	全員協議会	ぜんいんきょうぎかい	議員全員が集合して、情報の共有化及び課題を協議するために開かれる会議のことをいいます。
	56	専決処分	せんけつしよぶん	議会が議決すべき事項を、時間的に議会の招集を待てない緊急な場合などに、市長が代わって意思決定することを行います。専決処分の後には、議会に報告し承認を求める議案の提出が必要です。 このほか、あらかじめ議決によって特に指定したもの（市営住宅に係る提起等、工事請負契約の一定額以内の変更契約、1件50万円以下の損害賠償など）は専決処分ができませんが、その後議会への報告が必要です。
た行	57	代表質問	だいひょうしつもん	所属する会派を代表して、年度当初の施政方針に対して市長に質問することをいいます。 諫早市議会では通常3月定例会で行っています。
	58	陳情	ちんじょう	市民が国や地方公共団体に意見や要望を述べることをいいます。 議会に陳情する場合は、請願と異なり議員の紹介はありません。
	59	通告書	つうこくしよ	議員が議会の会議で発言したいときに、あらかじめ議長に発言の主旨などを告知知らせることをいい、その様式を通告書といいます。
	60	定足数	ていそくすう	議会において、有効に議題を審議し、決定するために必要とされる出席者の数のことをいいます。 地方自治法により、本会議は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、開くことができません。
	61	定例会	ていれいかい	議会には、定例会と臨時会があります。定例会とは、付議事件の有無にかかわらず、定期的に招集される議会のことをいいます。 地方自治法により、毎年、条例で定める回数を招集することになっており、諫早市議会では年4回と定め、3月、6月、9月、12月に開会しています。

	番号	用語	読み方	解説
た行	62	動議	どうぎ	議会の会議の進行、手続等に関し、議員から議会に対して又は委員から委員会に対して出される提案をいいます。 本会議の場合は、提出者の他に1人以上の賛成者が必要となっています。委員会は提出者のみでも可能としています。
	63	答弁	どうべん	質疑又は質問に対し、回答、弁明又は説明することをいいます。 議会の内部では、本会議又は委員会において議員(委員)の質疑・質問に対して市長、関係部局長などが答える場合、委員長報告をした委員長に対する質疑に対して答える場合などがあります。
	64	討論	とうろん	議題となっている案件について、採決の前に賛成か反対かの自己の意見を表明することをいいます。
	65	特別委員会	とくべついいんかい	常に設置されている常任委員会に対し、必要のある場合や特定のものを審査するために設置される委員会のことをいいます。
な行	66	認定	にんてい	議会が決算の内容を審査して、収入、支出が適法に行われたことを確認することをいいます。 可とする議会の決定は認定と、否とする議会の決定を不認定といいます。
は行	67	発議	はつぎ	議員が議案を提出することをいいます。
	68	反問権	はんもんけん	市長ほか市の職員が、議長の許可により議員の質問に対して論点・争点を明確にするため、質問者に問いただすことができることをいいます。
	69	表決	ひょうけつ	議員が議案などに対して賛成・反対の意思表示をすることをいいます。 意見を表明する側からは表決といい、採決は議長の側からみた表現です。
	70	付議事件	ふぎじけん	議案など議会で審議される事項のことをいいます。
	71	附帯決議	ふたいけつぎ	議案を議決する際、付け加えられる議会の要望や意見のことをいいます。 政治的に尊重されるべきものとされています。
	72	付託	ふたく	議案や請願を審議する場合、さらに詳しく調査・検討するために、委員会へ審査を依頼することをいいます。
	73	分科会	ぶんかかい	委員会が付託を受けた議案等を分担して審査するために委員会内に設けられる組織のことをいいます。 諫早市議会では予算決算委員会において分科会を設置しています。
	74	閉会	へいかい	議会を閉じ、法的に活動能力のない状態にすることをいいます。

	番号	用語	読み方	解説
は行	75	閉会中の継続 審査	へいかいちゅう のけいぞくし んさ	会期中に議案などの審査や調査を終了することが困難な場合に、議会の議決によって、会期が終了した閉会後も引き続いて委員会において審査や調査を行うことができることをいいます。
	76	傍聴規則	ぼうちょうきそ く	本会議及び委員会の傍聴に関する手続、傍聴人の守らなければならない事項などを、議長が定めた規則のことをいいます。
	77	本会議	ほんかいぎ	定例会や臨時会において、全議員で構成する会議のことをいい、議案の審議や、議会としての最終意思の決定(議決)などを行います。
ら行	78	臨時会	りんじかい	定例会とは別に、必要に応じて臨時に招集される議会のことです。 臨時会は特定の事件に限り、これを審議するために招集されます。
	79	臨時議長	りんじぎちよう	議長、副議長、仮議長の選挙において、臨時に議長の職務を行う議員のことをいいます。この場合、最年長の議員が選ばれることとなっています。 一般選挙後の最初の議会などの場合に置かれます。

平成27年5月作成